**長期頻回理由について**

長期頻回理由において、頻回必要な理由を『患者の要望・希望』と記載しているものが見受けられますが、施術については『受領委任契約上』

『施術は療養上必要の範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること』

と定められています。この条文において『必要の範囲』は、素人である患者が定めるものではなく、プロである柔道整復師が定めるものであることは当然のこととなります。また、その『必要の範囲』を『限度』とするとありますので、結果として『施術は柔道整復師が施術上必要と判断した範囲おいて行うものである』と定義されていることになります。

よって、施術が頻回必要だったとしても、それは『療養上、治癒に至るまでに最低必要な回数』でなければならず、患者の希望や要望で行っていいものではありません。まして、その希望や要望が、『早期回復を目指す』とか、『完全治癒を目指す』とかの施術の前提として当然のことでは、真っ当な希望・要望とは言えません（もし、真っ当だとすると、それ以前は『早期回復』も『完全治癒』も目指していなかったことになり、そもそも施術の必要がなかったことになります）。

あくまでも、頻回で施術が必要な理由とは、『治癒に至るまでに最低必要な回数』がその回数だった理由ですので、柔道整復師の立場から『その回数施術が必要だったことの証明』がその理由となります。ではその理由とは何でしょうか。

大まかには、以下が標準となります。

1. 『（老齢のため自然治癒力弱く）（家事で安静が保てず）、（仕事で安静が保てず）経過が緩慢で日常生活に支障をきたすため』
2. 『前記症状により日常生活に支障をきたすため』

となります。

これらを使用する際の注意点は、『症状がそれなりに強くないと日常生活に支障がない』です。関係性としては②の場合の残存症状が最も強く、①はそこそこの症状が必要となります。

例：①の場合『歩行時の疼痛と背屈時の可動域制限が強く残存しているため継続加療する。老齢のため自然治癒力弱く経過が緩慢で日常生活に支障をきたすため頻回施術を要した』

例：②の場合『挙上及び外転時の疼痛及び可動域制限が著明に残存するため継続加療する。前記症状により日常生活に支障を及ぼすため頻回施術を要した』

また、②についてその変形として、

例：②－２『初検時の症状強く、未だ歩行時の疼痛と屈伸時の可動域制限が著明に残存するため継続加療する。前記症状により日常生活に支障を及ぼすため頻回施術を要した』

例：②－３『経過良好に推移していたが、○○月○○日自宅で家事をした際再度負荷をかけてしまい、症状悪化。歩行時の疼痛と屈伸時の可動域制限が著明に残存するため継続加療する。前記症状により日常生活に支障を及ぼすため頻回施術を要した』

もありますが、②－３の場合、長期理由該当日と再負傷日のどちらが先なのかにより記載の仕方が変わります。前記は再負傷日が先だった場合で、長期理由該当日が先の場合は、

例：②－４『歩行時の疼痛が若干残存していたため継続加療する。○○月○○日自宅で家事をした際再度負荷をかけてしまい、症状悪化。歩行時の疼痛と屈伸時の可動域制限が著明となったため継続加療する。前記症状により日常生活に支障を及ぼすため頻回施術を要した』

と、長期理由該当日の長期理由と、再負傷した際の症状の２つを記載する必要がります。